

～障がい児施設給付費(通所)利用手続きについて～

保健福祉センターの窓口で障がい児施設給付費の申請を行ってください。



障がい児相談支援の利用の意向を決めます。

相談支援を利用しない。

相談支援を利用する。

A. 保護者が計画を作る
(セルフプラン)

B. 相談支援事業所が未定

C. 相談支援事業所が既定

選定会議で相談支援事業所を決定してから、保健福祉センターから連絡があります。その後、相談支援事業所と契約をします。

『障がい児支援利用計画案』にニーズやサービスの種類、利用日数・時間・曜日を記入します。

利用するサービスの種類や必要な日数・時間・曜日を決定するための計画案を作成するため相談支援事業所から連絡があります。

利用計画案にもとづいて利用決定し、受給者証が送付されます。

サービス提供事業所との間で直接契約を行い、通所を開始することができます。

